

令和元年度第3回
さいたま市福祉有償運送運営協議会
議 事 要 旨

【開催要領】

1. 開催日時：令和元年11月20日（水）10：00～11：30

2. 場 所：エコ計画浦和ビル 3階 西会議室

3. 出席委員：（敬称略・50音順）

青木 宏之 埼玉運輸支局

伊藤 みどり 特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク

大野 政子 利用者家族

齊藤 秀貴 埼玉県個人タクシー協会

坂口 真樹 保健福祉局長寿応援部介護保険課

高橋 敏朗 社会福祉法人ハッピーネット

瀧口 修一 一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会

西澤 正夫 保健福祉局長寿応援部

町田 孝良 保健福祉局福祉部

雪竹 伯宏 特定非営利活動法人大宮あゆむ会

4. 欠席委員：（敬称略・50音順）

赤木 悦治 埼玉交通運輸労働組合

大堀 充雄 子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草

上高原 裕一 保健福祉局福祉部障害支援課

中村 正利 一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会

蓮見 実 浦和区健康福祉部保健センター

柳 政男 埼玉県庁企画財政部交通政策課

5. 傍聴人：1人

【次第】

1 開 会

2 協 議

(1) 更新登録の申請に係る協議について

- ・ 社会福祉法人 独歩
- ・ 特定非営利活動法人 大宮あゆむ会
- ・ 社会福祉法人 ささの会
- ・ 特定非営利活動法人 あいのて

3 報 告

(1) 軽微な事項等の変更について

4 閉 会

【配付資料】

- 令和元年度第3回さいたま市福祉有償運送運営協議会次第
- 令和元年度さいたま市福祉有償運送運営協議会委員名簿
- 令和元年度第3回さいたま市福祉有償運送運営協議会席次表
- 資料1 更新登録申請書（社会福祉法人 独歩）
- 資料2 更新登録申請書（特定非営利活動法人 大宮あゆむ会）
- 資料3 更新登録申請書（社会福祉法人 ささの会）
- 資料4 更新登録申請書（特定非営利活動法人 あいのて）
- 資料5 軽微な事項等の変更について
- 参考資料

【要旨】

●更新登録の申請に係る協議について（社会福祉法人 独歩）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○社会福祉法人 独歩 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

- 日吉代理 運送しようとする旅客の範囲を見ると、イ及びニとなっていますが、旅客の名簿にはイに該当する方しかいませんが、現在、ニのその他に該当する方はいないということよろしいでしょうか。
- 事業者 はい。
- 日吉代理 運送しようとする旅客の範囲について修正をお願いします。旅客の名簿で、何名かケアホームに入所されている方がいらっしゃいますが、輸送に関しては、基本的には1台につき各1名で行っており、複数乗車はやっていないということよろしいでしょうか。
- 事業者 はい。
- 雪竹委員 旅客について、新規の申し込みはありますか。あってもお断りしているといったことはありますか。
- 事業者 正直なところお断りしているのが現状です。稼働自体も減っています。ただ、いざというときに福祉有償運送が必要になることを考え、今回も更新手続きをとっています。これまで、車いす用の車両というとハイエースしかありませんでしたが、軽自動車用の車いす車を導入するなど、できるだけ多くの方が使えるような環境を整えていきたいと思っています。
- 青木委員 ハイエースはあまり稼働がないということでしょうか。運転手の方に女性の方が多いようですが。
- 事業者 ハイエースを運転できる者は2名です。
- 青木委員 車の大きさで運転しづらいという問題があり、それで軽自動車の車いす車を新たに配置したということですね。なかなか運転者も集まらないということですが、募集をかけてもこないのでしょうか。
- 事業者 はい。募集はかけていますが、希望に合う方が見つからないといったところがあります。また、朝と夕方が最も要望がありますが、その時間帯に働ける方が少ないといったこともあります。

青木委員 会員名簿にケアホームがありますが、そこに入所している方を移送される
ということでしょうか。

事業者 はい。

青木委員 ハイエースを運転できる者がなく、移送することが出来ていないというこ
とでしょうか。

事業者 はい。

青木委員 運転者がいれば、複数乗車に関する対価の設定についても検討できると思
います。

○社会福祉法人 独歩 退室

○社会福祉法人 独歩の申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 大宮あゆむ会）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 大宮あゆむ会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

日吉代理 対価の設定ですが、時間制で迎車回送料金300円と設定されています
が、距離にかかわらず、必ずいただいているということでしょうか。

事業者 1時間以上かかる場合に利用者の方と話をしたうえでいただいています。

日吉代理 そのような件数はどれくらいありますか。

事業者 2件です。

日吉代理 現在の記載方法だと、近所の方を含めて全ての利用者について300円が
必要と読み取れるため、補足等で記載していただくようにお願いします。

青木委員 生活サポート以外の利用者はいませんか。

事業者 いません。

青木委員 年間の利用上限150時間を超える方はいますか。

事業者 今のところはいません。

青木委員 対価ですが、生活サポートの場合、475円で設定している場合もありま
すが、470円ということではよろしいでしょうか。

事業者 はい。

伊藤委員 自動車保険ですが、アクサダイレクトにて契約をされていらっしゃると思いますが、福祉有償運送での使用でも保険関係は問題ないことは確認されていますか。

事業者 正直ご本人の持ち込み車両であり、事業者として確認はとっておりません。確認はとった方がよいのでしょうか。

伊藤委員 おそらく大丈夫だと思われそうですが、通販型保険の場合、確認はしておくべきだと思います。後から、そのような使用については聞いていないとなると、保険が適用にならない可能性もあります。

青木委員 業務仕様となると担保されないケースも出てきます。

○特定非営利活動法人 大宮あゆむ会 退室

○特定非営利活動法人 大宮あゆむ会の申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（社会福祉法人 ささの会）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○社会福祉法人 ささの会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

青木委員 ささの会さんは、平成30年が初期登録で初めての更新ということですが、2年間やられてみて事故や苦情等はありませんでしたか。

事業者 はい。

伊藤委員 旅客の名簿に記載の、二のその他に該当する方は知的障害の方がほとんどでしょうか。

事業者 知的障害と精神障害の方がいらっしゃいます。

伊藤委員 透析の患者さんは複数乗車を設定されているということでしょうか。

事業者 透析の患者さんではなく、ほかの事業所からの一時預かりの方となっています。

伊藤委員 4人というのは固定されているのでしょうか。

事業者 一回のご利用いただいている人数が3人から4人のため、それ以上はお受けできないと決めさせていただいております。

伊藤委員 実際に3、4人乗りますか。1人や2人の場合もありますか。

事業者 その時間帯で、そのサービスを利用した場合、1人でも送迎対価は一緒なので、100円ということになります。ただ、あまりそのような機会はなく、3人が多いです。一部始められていない部分もありますので、想定としてはそのようになると考えております。

青木委員 複数乗車は乗車地点も同じということによいでしょうか。

事業者 はい。

青木委員 施設から施設ということでしょうか。

事業者 はい。

青木委員 10人乗りの車に4人以上は乗せないということですが、実際にそのような動かし方はできていないということですか。

事業者 はい。

青木委員 実際にこの100円の適用はないということですか。

事業者 今のところはありません。

青木委員 対価が低廉ですが、距離が短いのでしょうか。

事業者 2キロ程度です。

青木委員 登録をされてからこれまでの間は、15分250円の対価のみの実績ということでしょうか。

事業者 はい。

青木委員 これは、待機料金などその他の料金は一切ないということでしょうか。

事業者 はい。

青木委員 どうかんとまるみつの2か所の事業所の設定がありますが、運転者の所属はわかれていますか。運転者名簿は7名と2名でわかれていますか、これが事業所ごとということでしょうか。

事業者 はい。

青木委員 まるみつとは車両が3台ありますが、運転者は2人ということでしょうか。

事業者 3台ありますが、普段は居宅でも使用していますので、どの車両が開いているのかがその日によって変わってくるため、全て登録しています。

青木委員 足りないということはありませんか。

事業者 基本は公共交通機関を使って移動しているので、車いすや障害の重い方を

対象としており、対応できる職員も限られているため、現在のところ問題は
ありません。

○社会福祉法人 ささの会 退室

○社会福祉法人 ささの会の申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 あいのて）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 あいのて 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

日吉代理 代表者が登録証に記載のある方と変更となっているようですが、いつから
でしょうか。届出がされていません。代表者の変更手続きについては法律
で定められています。あいのてさんについては他にも県に提出していただ
くべき実績報告書の提出がありません。さいたま市の他の協議会の団体は
全て提出していただいています。提出すべきものが提出されていない団体の
更新については考えなければなりません。代表者の変更届については今
からでもすぐに県へ提出してください。

様式第2-2号に記載の法人名については正式名称を記載してください。
書類は記載内容を確認のうえ、提出するようにしてください。

事業者 はい。

伊藤委員 対価の設定について、何種類かありますが、どういうときにそれぞれ適用
しているのか教えてください。距離制と時間制と複数乗車、それぞれどん
な場面でというのを教えてください。

事業者 距離制については、介護認定を受けておられる方が利用する場合に適用し
ています。時間制は、さいたま市の生活サポート事業を利用する方に対し
て適用しています。

複数乗車については、利用者の方で兄弟の方がいて、同じ病院に同じ日に
通いたいという要望があるため、その場合に適用しています。

伊藤委員 その方、一組だけの適用でしょうか。

事業者 はい。

伊藤委員 3名や4名の設定もありますが、今のところは2名の適用のみということで、同じ場所から同じところに行くということですね。

事業者 はい。

青木委員 複数乗車を利用する2名の方は、複数乗車の場合には生活サポートの適用はできませんが、その場合にはこの対価を適用するということでしょうか。

事業者 2人で乗車するときは生活サポートは対象外となるため、この複数乗車の対価で利用いただくようになります。

青木委員 その他の料金の添乗料の時間外とはどういうことでしょうか。

事業者 9時から17時以外の時間は時間外となります。

青木委員 その説明を書類上も明記してください。

事業者 県に対する代表者の届出や、基本的なところですが実績報告書の提出など、提出が必要ということ自体は知っていましたか。

事業者 申し訳ありません。わかってはいましたが事務方の急な変更等があり、不備が起こってしまいました。これまではしっかりやらせていただいていたと思います。

青木委員 日吉代理、過去に提出はありましたか。

日吉代理 昨年は提出されています。今年、提出がなかったため、一度連絡をさせていただきました。その後、提出がなかったため、今年は更新登録申請もなかったため、この場で話をさせていただきました。

青木委員 団体として、担当者が変わったときに、運転者に対して行う教育のように、事務担当者についても、きちんと事務の引き継ぎや教育、制度説明等を実施してください。埼玉県の福祉施策課のホームページからは、手引きがダウンロード可能です。担当される方はきちんとそういう制度を、理解した上で必要な手続きをしていただきたい。私から言わせると、更新どころではありません。どうするつもりなのかという話です。ルールが守れないのなら、お金を取って輸送サービスはやってもらいたくないし、他の団体も大変な中できちんと手続きしています。ずっとできていないわけではなく、イレギュラーな話だったのかもしれませんが、それは団体としての責任です。今日代表の方もいらっしゃっているので強く言いますが、団体

としてきちんと事務手続きがされるように、必要な教育をして、県からそういう指示があったら速やかに手続きを行ってください。埼玉県からは連絡がいつているはずだと思います。そもそも実績報告は5月中の提出が必要です。もう半年以上過ぎています。11月ですから、有り得ません。おそらく、さいたま市の協議会の方には提出しているはずですが、協議会に提出して県に出さないというのは、全くもって的外れです。協議会に対しては協議会のルールですが、埼玉県に出すのは法律です。法令を違反している人が更新してくださいと言ってきて認めるとは思いますか。すぐに提出してください。

事業者 はい。申し訳ございません。

町田会長 今、お話がありました点につきましては、団体として十分認識をしていただき、速やかに手続きを行ってください。よろしく願いいたします。

齊藤委員 保険契約に関してですが、運転者限定での保険契約となっておりますが、運転者は多くの方がいらっしゃいますが、そのあたりはどのようになっていますか。

事業者 1台は法人で契約しており、運転者は限定しない契約となっております。その1台を主に活用していますが、ほかに2台の持ち込み車両があります。そちらについては運転者限定の保険契約となっております。

青木委員 持ち込み車両はその持ち込んだ本人しか使用しないという理解でよろしいですね。

事業者 はい。

○特定非営利活動法人 あいのて 退室

青木委員 団体の方にも強く言いましたが、事務局にもお願いがあります。県庁の担当者が来ているので代弁するわけではありませんが、私も昔、まだ埼玉運輸支局の方で、福祉有償運送関係の事務手続きをしていた時に、規模の小さいNPO法人の方で、実績報告を協議会には提出しているが支局には出していない、今回では県庁に出していないとなりますが、そういう団体は実際にあります。協議会には報告書は出ていたはずですが、出ていなければ

以前の協議会の時に気が付いていますので、全部が出ていたはずですが、県には出してこない団体が、他の地区も含めると県内で何団体かあります。それを全部県庁の担当者がいちいち連絡を取って提出をするようにという話はしているはずですが、5月が期限で半年も経っていますので。それでも、その事業者の担当者のところに話が届かない。社会福祉法人など事務局があるところと言えばやってくれますが、NPO法人で規模の小さいところなど、事務をやっている人が自分もヘルパーで出ていってしまうような団体は、言われても出してこないということになってしまう。当たり前のことだから、こちらも協議会でそんなお小言を言いたくない。先ほどの団体の方もわかっていると言っていました、わかっているなら出さないとおかしい。その状態で更新の協議を出してくるのもおかしい。更新の申請書を出した段階で、自分たちが変更の届出も出してないだとか、わかるはずですが、実際問題そういう管理もできていない。そういうのを、一番近い、各地区の協議会の事務局の方が、ある程度フォローしてほしい。社会福祉法人とか、地区の社協などは、言わなくても出してきます。協議会は半年に1回実績報告を提出させていると思いますが、県は年に1回だけです。そもそも、そういう仕組みも知らなかったってということもありましたが今は減ってきていると思います。それでも多分、今年の春も何団体か出してきてないと思います。埼玉県で300団体ぐらいあるので、そのうちの1割ぐらい出してない団体があって埼玉県の担当者が苦勞して、提出していない団体に連絡して提出を依頼していると思いますが、今の段階になってまだ出さないのは、そうそうありません。おそらく2回か3回は電話をしていると思います。

日吉代理 2回電話をかけて、出てこなければ、更新のこのような場で言っています。

青木委員 今指導されたことは、議事録として記録が残りますから事業者の方も思うところはあるでしょう。

日吉代理 事務の方に繋がらないですね。結局電話しても転送されて、運転中の方などに伝言をお願いしますといった形で頼むので、多分忘れてしまうのか、わからずに返事をしているのか。

青木委員 少なくとも更新の書類は、事務局とやりとりをしたわけですね。その時に、変更の届出はしっかりと出しているかなど、聞いてもらいたい。今回の書類についても、私も代表者が違っているのは気づきました。この場に出る前に、必要なことの指示をしてもらいたい。もっと中身がある協議をしたいので、手続きを怠っていますよ、などいちいちお小言を言う場ではありません。それは地区の事務局の方が指導しないと、団体だけの指導だと、やっぱり難しいところはあると思います。担当者が変わるとわからないというのはその通りだと思いますが、それを団体の方がフォローしきれないのなら、地区の事務局の人がある程度フォローしてあげないと、この場でそんなことで5分も10分も説教をしている時間ではありませんので、よろしくお願いします。

町田会長 今のご意見に関しては、事務局において今後十分に注意していただきたいと思います。今後また必要であれば、県の交通政策課の方とも確認を取りながら、やっていく必要があるかと思いますが、ぜひ事務局へお願いしたいと思います。

伊藤委員 提出書類のことですが、運転者の方の修了証は、更新の際にも添付していただいております。新規登録が何年も前で、それをきつと2回3回と更新する際にコピーし続けていると思われる方がいます。前回から今回までに新たに講習を受けた方がいればつけていただくのもいいと思いますが、何度も更新のたびに、コピーをしてつけていただく必要があるのかと疑問に思っています。

日吉代理 少なくとも、県の方では、登録をする時に運転者が資格を満たしているかどうかを確認する必要がありますので、県に出してくる時には必ずつけていただく必要があります。

協議会において、つけるかどうかについては協議会での判断になります。この場で、運転者の講習の受講有無に関してまで協議事項にあがることはないと思うので、省略してもさいたま市の協議会として問題ないということでしたら、仕方がないのではと思います。

青木委員 他の地区の協議会では名簿だけで協議しているところもある。最終的に県の担当者が、全てチェックしていますので、協議会で机上配布する資料は

名簿だけの地区はあります。

日吉代理 ただ、その場合は、後から実は運転者の資格要件を満たしていない方がいたという場合は、削除してくださいというのは私の方から言わせていただきます。

伊藤委員 それによって更新ができなくなるということはないと思います。ここでは、個人情報でもありますし紙も増えるので、運営協議会では添付せず、運転者資格要件については、登録手続きをするときに県で確認するということでも良いのであれば、そのように皆様でご判断いただくのがよいと思います。また、運行管理者の基礎講習の修了証や色々なものがついていますが、介護福祉士の資格証などについても同様に思います。

日吉代理 事務局で書類を受け取るときに、しっかりと資格があるか確認していただいて、協議の場では書類は省いていただいて、また県に提出する際には添付書類としてつけていただければ、県としては問題ありません。受け取る段階で資格に関して事務局のチェックも入ってないと、後で色々と問題になります。

町田会長 今、伊藤委員の方から添付書類についてのご意見いただきましたが、この点につきましては、直ちに次回からというのは難しいかもしれませんが、今後検討をお願いしたいと思います。

青木委員 協議の成立に関しては特にありませんが、実績報告を出していないというのは、法令違反となりますので、提出された事実を事務局で確認した上で、合意書面を出して欲しいと思います。

町田会長 ただいま青木委員からご提案のありました件について、他の委員の皆様、ご意見などはありますでしょうか。

（意見なし）

今回の申請に関しては、所定の手続きがとられたことが確認されたうえで、協議会として合意したものとしたいと思います。

○特定非営利活動法人 あいのでの申請について、条件付き全会一致で合意

●軽微な事項等の変更（登録車両の増減等）について

○事務局から、概要を資料5に基づき説明

以上